

感染症防止のため、症状がある方、陽性の方、同居家族に陽性者がいる方は受講を控えていただくようお願いいたします。
マスクの着用は個人の判断に委ねられていますが、会話の際にはマスクの着用を推奨いたします。

関係事業主殿

令和8年9月1日

〔登録番号：第31号 有効期間：令和11年3月30日〕

本年度は、今回のみの開催です。鉛等有害物を含有する塗料の剥離やかき落とし作業を請け負う事業者の皆様におかれては、4頁掲載の通達（抜粋）をご確認下さい。

長野労働局長登録教習機関 (一社)長野県労働基準協会連合会
(一社)松本労働基準協会
各労働基準協会

鉛作業主任者技能講習

開催のご案内

事業者は、鉛ライニングの業務など労働安全衛生法施行令別表第4第1号から第10号に掲げる鉛業務（裏面参照）に係る作業については、鉛作業主任者技能講習を修了したもののうちから、鉛作業主任者を選任し、その者に鉛による健康障害を予防するための職務を行わせなければならないこととされています。（労働安全衛生法第14条）

長野労働局長登録教習機関であります当連合会では、標記の講習を下記により開催いたしますので、関係者が是非この機会に資格を取得されますようご案内申し上げます。

記

1. 講習の日時・会場・締切日・定員 ※初日は8時55分からオリエンテーションを行います

開催日	令和8年11月4日(水)・5日(木)			2日とも8時40分から受付をし、9時開講です。
会場	松本安全衛生センター 松本市神林7107-55			
締切日	令和8年10月22日(木)	定員	70名	締切日前でも定員になりましたら受付を締め切らせていただきます。

2. 申込方法

- (1) 申込先 最寄りの労働基準協会へお申込み下さい。（所在地は申込書の裏面に掲載してあります）
(2) 提出書類 (下記の2点を申込時に必ず提出して下さい)

① 受講申込書	受講料及びテキスト代を添えてお願いします。
② 写真1枚 (申込書貼付) 縦3cm、横2.5cm裏面に氏名明記 修了証に使用します	正面、脱帽、上三分身(胸から上)(顔がサイズ画面いっぱいのも又は、はみ出したものは受付いたしません。)、背景無地、鮮明で傷のないもの、デジタルカメラで写した場合は専用の印画紙を使用した写真に限りです。

3. 受講料 (消費税含む)

1名 15,400円 [内訳：本体14,000円 消費税(10%)1,400円]

4. テキスト代 (消費税を含む) 〈労働基準協会会員事業場は不要〉「鉛作業主任者テキスト」※テキスト代は改定される場合があります。

1冊 1,980円 [内訳：本体1,800円 消費税(10%)180円]

※受講料及びテキスト代は申込先の労働基準協会へお支払い（またはお振込み）ください。

5. 修了証

所定の時間を受講した方に対して試験を行い、合格者には2日目の修了式で修了証を交付します。

なお、10月23日以降に受講申し込みされた方及び申込書の記載内容に不備があった合格者の方には修了式で合格証をお渡しし、修了証は後日郵送いたします。(郵送代460円ご負担下さい。)

6. 受講上等の留意事項

- (1) 筆記用具（鉛筆、消しゴム）を携行して下さい。
(2) 申し込み受付後の取消しは、10月27日までとし、その後の取消し及び欠席者には原則としてテキストをお渡しし、受講料は返還しませんのでお含み下さい。（労働基準協会会員事業場の方は、テキストのお渡しと、受講料の返還をいたしません。）
(3) 会場の空調により温度調節が難しいため、各自服装にご留意下さい。

7. 講習科目・時間・講師

	講 習 科 目	講 習 時 間	講 師
第一 目	オリエンテーション	8:55～	
	関係法令	9:00～12:00	(一社)長野県労働基準協会連合会 化学物質管理専門家 武士 善明
	鉛による健康障害および予防措置に 関する知識	13:00～16:00	信州大学医学部衛生学公衆衛生学教室 講師 長谷川 航平 氏
第二 目	作業環境の改善方法に関する知識	9:00～12:00	武士 善明
	保護具に関する知識	13:00～14:00	
	修了試験	14:00～15:00	
	修了式	15:00～(予定)	

都合によりカリキュラム及び講師が変更になることもあります。

8. 助成金制度を活用される皆様へ

本講習は「人材開発支援助成金」が受けられる場合がありますが、管轄する都道府県労働局へ訓練実施計画届を訓練開始1ヶ月前迄に提出することが必要となります。(但し、建設労働者技能実習コースは訓練実施計画届の提出が不要です。) 詳細につきましては

長野労働局職業安定部訓練課 (TEL 026-226-0862) までお問い合わせください。(助成金に限る)

助成金受給申請時に必要な受講証明(申請書)につきましては、当日会場に持参いただくか、受講終了後お送りください。なお、郵送の場合は、110円分の切手貼付の返信用封筒を同封してください。(注：必要事項の記載のないものは証明できませんのでご留意下さい)

9. その他

- (1) 労働安全衛生規則等の一部改正に伴い技能講習修了証の氏名欄(25文字以内)に旧姓及び通称を併記することが可能です。併記を希望する受講者は申込書の裏面をご確認下さい。
- (2) 昼食は斡旋しませんので、各自ご持参下さい。

鉛 業 務

1. 鉛の製錬又はその関連業務
2. 銅又は亜鉛の製錬又はその関連業務
3. 鉛蓄電池又は鉛蓄電池の部品を製造し、修理し、又は解体する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、ふるい分け、練粉、充てん、乾燥、加工、組立て、溶接、溶断、切断若しくは運搬をし、又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
4. 電線又はケーブルを製造する工程における鉛の溶融、被鉛、剥鉛又は被鉛した電線若しくはケーブルの加硫若しくは加工の業務
5. 鉛合金を製造し、又は鉛若しくは鉛合金の製品(鉛蓄電池及び鉛蓄電池の部品を除く。)を製造し、修理し、若しくは解体する工程における鉛若しくは鉛合金の溶融、鑄造、溶接、溶断、切断若しくは加工又は鉛快削鋼を製造する工程における鉛の鑄込の業務
6. 鉛化合物(酸化鉛、水酸化鉛その他の厚生労働大臣が指定する物に限る。以下この表において同じ。)を製造する工程において鉛等の溶融、鑄造、粉碎、混合、空冷のための攪拌、ふるい分け、煅焼、焼成、乾燥若しくは運搬をし又は粉状の鉛等をホッパー、容器等に入れ、若しくはこれらから取り出す業務
7. 鉛ライニングを施し、又は含鉛塗料を塗布した物の破碎、鉛ライニングの業務(仕上げの業務を含む)
8. 溶接、溶断、切断、鋳打ち(加熱して行う鋳打ちに限る。)加熱、圧延又は含鉛塗料のかき落しの業務
9. 鉛装置の内部における業務
10. 鉛装置の破碎、溶接、溶断又は切断の業務(前号に掲げる業務を除く。)

ただし、遠隔操作によって行う隔離室におけるものは除きます。